

摂津市公有財産売却 ガイドライン

摂津市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「摂津市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただく必要があります。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、摂津市の公有財産売却に参加するに当たっては、摂津市インターネット公有財産売却ガイドラインの誓約事項に相違ない旨確約のうえ、摂津市インターネット公有財産売却ガイドラインおよび摂津市における入札、契約などにかかわる諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに摂津市の指示に従い、摂津市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、摂津市に対し一切異議、苦情などは申しません。

1.私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。

2.私は、摂津市入札参加停止要綱（平成 29 年摂津市要綱第 177 号）に基づく入札参加停止および摂津市公共工事などにおける暴力団排除措置実施要綱（平成 23 年摂津市要綱第 164 号）に基づく入札参加除外措置を受けていません。

3.私は、暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」といいます）または摂津市暴力団員排除条例（平成 23 年摂津市条例第 13 条）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下、「暴力団密接関係者」といいます）に該当しません。法人においては、役員など（法人の役員またはその支店もしくは営業所などを代表する者をいいます）が暴力団員または暴力団密接関係者に該当しません。

4.私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
- (2) 入札において、その公平な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
- (4) 契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と認められること。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

5.私は、摂津市の公有財産売却にかかわる「摂津市インターネット公有財産ガイドライン」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟読し、すべて承諾のうえ参加しますので、後日これらの事柄について摂津市に対し一切異議、苦情などは申しません。

6.私は、契約を締結し公有財産を引き取った場合において次に挙げる事項を遵守します。

(1)引き取った公有財産については、使用することにより第三者に危害、損害などを与えないこと、および摂津市の名誉を毀損する行為を行わないこと。

(2)不用となった場合については、関係法令を遵守適正に処分すること。

(3)(1)または(2)を遵守しなかったことが判明した場合は、誠意をもって対応すること。

7.入札結果に関し、その内容(物件所在地、数量、落札者の住所・氏名・落札金額、入札者の住所・氏名・入札金額など)が公表される場合があることに同意します。

第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

(1)地方自治法施行令第167条の4第1項各号または第2項各号該当すると認められる方

(参考:地方自治法施行令(抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事

実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 日本語を完全に理解できない方

(3) 摂津市が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

(4) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

(1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり摂津市が執行する一般競争入札およびせり売り(以下「入札」という)の手続きの一部です。

(2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、一定期間摂津市の実施する入札に参加できなくなることがあります。

(3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。

(4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」といいます)上の公有財産売却の物件詳細画面や摂津市において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

摂津市では原則として現地説明会を実施いたしません。公有財産売却に参加かれる方は、入札前に各自で購入希望の財産および諸規定を確認してください。

(5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア. 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ. 参加申し込み(本申し込み)

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、摂津市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(以下「申込書」といいます)」を印刷し、必要事項を記入・押印後、次のいずれかの書類(以下「必要書類」という)を添付のうえ、摂津市に送付または持参してください。(郵送の場合は、申込締切日の消印有効)

(必要書類)

※動産・自動車の場合:住民票の写し(法人の場合は商業登記簿謄本の写し)、印鑑登録証明書(印鑑証明書)の写し、免許証のコピー、住民基本台帳カードのコピー、パスポートのコピーのうちいずれか 1 通

※不動産の場合：住民票（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書

・公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」「銀行振込」「その他」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。

・複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票および印鑑登録証明書などは 1 通のみ提出してください。

（6）公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

（1）落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など摂津市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

（2）落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

（動産・自動車の場合）

（3）公有財産が動産、自動車などである場合、摂津市はその公有財産の引渡しを売払代金納付時の現状有姿で行います。

（4）公有財産が自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続き等を行ってください。

（不動産の場合）

（5）摂津市は、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に囑託します。

（6）原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

4. 個人情報の取り扱いについて

（1）公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを摂津市に開示され、かつ摂津市がこれらの情報を摂津市文書取扱基準第 30 条（昭和 58 年摂津市訓令第 7 号）に基づき、5 年間保管すること。

・摂津市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム

上において一定期間公開されること。

エ. 摂津市は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。(地方自治法施行令第 167 条の 14 で準用する「せり売り」の場合も含みます)

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5. 共同入札について

(1) 共同入札とは

一つの財産(不動産)を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

ア. 共同入札する場合は、共同入札者のなかから 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログイン ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ. 共同入札する場合は、共同入札者全員の印鑑登録証明書および共同入札者全員の住所(所在地)と氏名(名称)を連署した申込書を入札開始までに摂津市に提出することが必要です。なお、申込書は摂津市のホームページより印刷することができます。

ウ. 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

・法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。

・共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。また、共同入札者全員の印鑑登録証明書および申込書を入札開始 2 開庁日前までに摂津市に提出することが必要です。原則として、入札開始 2 開庁日前までに摂津市が提出を確認できない場合、入札を行うことができません。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、摂津市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の 10 分の 1 以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、摂津市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記のアのみ、イのみ、ウのみ、ア、イまたはウの 3 通りです。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

・入札保証金には利息を付しません。

・原則として、入札開始 2 開庁日前までに摂津市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア. クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消さないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報（SB ペイメントサービス株式会社に開示すること）に同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、摂津市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を添付のうえ、摂津市に送付または持参してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

・申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。

・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）

・法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ. 銀行振込による納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、摂津市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記載・押印後、必要書

類を添付のうえ、摂津市に送付または持参してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

なお、銀行振込の場合は、公有財産売却の参加者より必要書類が摂津市に到着後、ログイン ID に登録されているメールアドレスに、入札保証金振込指定口座を電子メールにて送信しますので、指定された口座に振り込んでください。

- ・銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。

- ・銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、摂津市が納付を確認できるまで2週間程度要することがあります。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに摂津市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。入札保証金充当依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、摂津市に提出してください。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID のみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

摂津市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、摂津市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア. 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開

します。

イ. 摂津市から落札者への連絡

落札者には、摂津市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

・摂津市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、摂津市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

・当該電子メールに表示されている整理番号は、摂津市に連絡する際や摂津市に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

摂津市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には摂津市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して摂津市に直接持参または郵送してください。

ア. 必要な書類

(ア) 顔写真付き身分証明書のコピー(公的機関発行のもの)

(イ) 登録免許税法に定める登録免許税法相当の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収書(以下、「収入印紙」といいます)

(ウ) 自動車については、摂津市が契約書を送付する際に別途支持する必要書類

イ. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で20歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は

返還されません。

売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに摂津市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は摂津市の指定した口座へ振り込んでください。売払代金の残金納付期限までに摂津市が納付を確認することが必要です。

なお、売買代金の残金の納付にかかる費用は落札者負担となります。

入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

1. 公有財産が「動産」の場合の権利移転および引き渡しについて

摂津市は、落札後、落札者と売買契約を交わします。

契約の際には摂津市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、契約金額に応じた収入印紙を貼付し、直接持参または郵送してください。

(1) 公有財産の引き渡し

ア. 公有財産の引渡しは売買代金の納付を摂津市が確認した時の現状有姿で行います。

イ. 公有財産の引渡しは売買代金の納付を摂津市が確認した後に行います。売買代金納付時に公有財産を引き取らない場合、「保管依頼書」の提出が必要となります。「保管依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、摂津市に提出してください。この際、保管費用が発生する場合は落札者の負担となります。

ウ. 公有財産は原則直接の引渡しとなります。引渡しの際には落札者の本人確認のため、次の(ア)から(ウ)を持参してください。なお、落札者が法人の場合は、印鑑登録証明書と代表者職の方の下記(ア)から(ウ)が必要です。

(ア) 公的機関発行の証

運転免許証、個人番号カード(写真付)、住民基本台帳カード(写真付)など本人確認および住所地を証する書面(申請時と内容の変更があった場合は経緯がわかるものを提出してください)

(イ) 摂津市から落札者へ送付された電子メールを印刷したもの

(ウ) 印鑑

エ. 代理人が財産の引渡しを受ける場合は、上記(ア)から(ウ)のほかに、書面による委任状[落札者と代理人双方の印鑑(登録)証明書添付]を摂津市に提出することが必要です。(法人作業員の方が手続きを行う場合もその従業員が代理人となり、委任状などが必要です)

オ. 公有財産は、原則売買代金納付時に直接引渡しとなりますが、送付による引渡しを希望する場合は「送付依頼書」の提出が必要となります。「送付依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、摂津市に提出してください。この場合、送付に要する費用(梱包費など含む)は落札者の負担となります。ただし、極端に重い物件、大きな物件、壊れやすい物件などは送付による引渡しができない場合があります。また、輸送途中の事故などによって公有財産が破損・紛失などの損害を受けても摂津市は一切責任を負いません。

カ. 一度引渡された物件は、いかなる理由があっても返品・交換はできません。

キ. 売買代金の残金の納付が完了してから、30日以内に物件を引き取らない場合は、落札者の参加申込みの住所に落札者の負担で物件を発送します。返送された場合や発送困難な場合で、落札者が正当な理由なく引き取らない場合は、当該物件について、落札者に所有権が移転しなかったものとみなして、摂津市の所有としますので、予めご了承ください。また、売買代金の返還はいたしません。

(2) 注意事項

ア. 落札後、契約を締結した時点で危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後発生した財産の破損、盗難、焼失などによる損害の負担は落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。

イ. 所有権移転に伴う費用は落札者負担となります。

2. 公有財産が「自動車」の場合の権利移転および引渡しについて

摂津市は落札後、落札者と契約を交わします。契約の際には摂津市から契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、契約締結に必要な書類を添付して、摂津市に直接持参または郵送してください。

(1) 公有財産の引渡し

ア. 公有財産の引渡しは売買代金納付確認後の現状有姿で行います。

イ. 公有財産の引渡しは、売買代金納付確認後に行います。売買代金納付時に公有財産を引取らない場合、「保管依頼書」の提出が必要となります。「保管依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、摂津市に提出してください。この際、保管費用が発生する場合は落札者の負担となります。

ウ. 公有財産は直接の引渡しとなります。引渡しの際には落札者の本人確認のため、次の(ア)から(ウ)を持参してください。なお、落札者が法人の場合は、印鑑証明書と代表者職の方の下記(ア)から(ウ)が必要です。

エ. 売買代金の残金の納付が完了してから、30 日以内に受取り拒否もしくは意思確認が困難な場合などで、落札者が正当な理由なく引き取らない場合は、当該物件について、落札者に所有権が移転しなかったものとみなして、摂津市の所有とします。予めご了承ください。また、売買代金の返還はいたしません。

(ア) 公的機関発行の証

運転免許証、個人番号カード(写真付)、住民基本台帳カード(写真付)など本人確認および住所地を証する書面(申請時と内容の変更があった場合は経緯がわかるものを提出してください)

(イ) 摂津市から落札者へ送付された電子メールを印刷したもの

(ウ) 印鑑

オ. 代理人が財産の引渡しを受ける場合は、上記(ア)から(ウ)のほかに、書面による委任状[落札者と代理人双方の印鑑(登録)証明書添付]を摂津市に提出することが必要です。(法人作業員の方が手続きを行う場合もその従業員が代理人となり、委任状などが必要です)

カ. 一度引渡された財産はいかなる理由があっても、返品・交換できません。

(2) 権利移転の手続きについて

ア. 摂津市は売買代金の完納を確認した後、買受人からの「所有権移転等登録請求書」に基づいて権利移転に必要な譲渡証明書を交付します。買受人は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局また

は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んで手続きを行ってください。

イ. 移転登録完了の確認のため、手続き後自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書の写しを摂津市へ郵送または直接持参してください。

(3)引渡しの権利移転などに伴う費用について

自動車検査登録用紙、自動車取得税など権利移転に伴う費用は落札者の負担となります。

その他公有財産の権利移転に伴い、費用がかかる場合には、その費用は落札者の負担となります。

ア. 自動車の配送は、落札者で手配してください。その際の費用については落札者の負担となります。

(4)注意事項

ア. 落札後、契約を締結した時点で危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後発生した財産の破損、盗難、焼失などによる損害の負担は落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。

イ. 自動車に積載されたものも、現状のまま引渡しします。

3. 公有財産が不動産の場合の権利移転について

摂津市は落札後、落札者と契約を交わします。契約の際には摂津市から契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、下記の(ア)および(イ)を添付して、摂津市に直接持参または郵送してください。摂津市は売払代金納付確認後、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。

(ア)公的機関発行の証

運転免許証、健康保険証、住民票など本人確認および住所地を証する書面

(イ)登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書

共同入札者が落札者となった場合、登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。(実際に郵送する際は、全共同入札者の合計で構いません)

(1)公有財産の引渡し

公有財産売却の財産は売買代金の残金納付時に所有権の移転および財産の引渡しがあったものとします。

公有財産売却の財産の引渡しは売買代金残金納付時の現状有姿で行います。(立木・工作物などがある場合はそれらを含む)財産内の動産類や、ゴミの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

(2)権利移転の手続きについて

ア.「所有権移転登記請求書」に必要事項を記入・押印して、売買代金の残金納付期限までに摂津市へ提出して下さい。なお、売買代金の残金納付期限は、契約締結後2か月以内となります。

イ. 共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。また公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に摂津市に対して任意の書式にて申請してください。

ウ. 所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後1か月半程度の期間を要することがあります。

(3) 注意事項

ア. 落札後、契約を締結した時点で危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失などによる損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転するものとします。

(4) 引渡しおよび権利移転に伴う費用について

ア. 権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税の郵送料など)は落札者の負担となります。

イ. 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。売払代金の残金を納付後、収入印紙などを摂津市に送付してください。

第5章 注意事項

売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 入札の受付が開始されない場合

イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ. くじ(自動抽選)が必要な場合でくじ(自動抽選)が適正に行えない場合

ウ. せり売形式において入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財

産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分(売却財産の出品区分)の中止時の入札保証金の返還
特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度要することがあります。

公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など(以下「入札者など」という)に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、摂津市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、摂津市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、摂津市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことにより起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、摂津市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義(法人の場合は当該法人代表者名義)のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、摂津市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、摂津市は責任を負いません。

(7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず摂津市は責任を負いません。

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

リンクの制限など

摂津市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、摂津市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、摂津市が公開している情報(文章、写真、図面など)について、摂津市に無断で転載・転用することは一切できません。

システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字(JIS(工業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 17 条第 1 項の日本工業規格)X0208 をいいます)であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

公有財産売却参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

摂津市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

摂津市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、摂津市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、摂津市が掲載したものでない情報については、摂津市インターネット公有財産売却に関係する情報ではありません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。